

平成31年2月26日

市政記者クラブ 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所

担当：西野（231-2488）

蜂矢（231-2481）

荒井（231-2481）

現天守閣解体にかかる現状変更許可申請に関する留意事項に
ついて

平素は、市政の推進に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

名古屋城天守閣整備事業に関し、現天守閣解体にかかる現状変更許可の申請に向け、文化庁からの留意事項を確認しましたので、別紙のとおりご報告させていただきます。

現状変更許可申請提出にあたっての留意事項

① 現天守を解体する理由（現天守解体の必要性・妥当性）

- * 耐震診断結果の詳細な説明、耐震補強では十分でない理由、現天守に係る沿革と内容に関する情報の整理、現天守の記憶保存等に関する措置

② 現天守解体の具体的な工事内容（工事前仮設の具体的な内容を含む。）具体的な工法・工程等

③ ②に関連して、現天守の解体・除去工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること

- * 石垣部会の意見を付すこと

④ 石垣等保全の具体的方針

- * 石垣部会の意見を付すこと

⑤ 石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等（石垣調査計画）

- * 石垣部会の意見を付すこと